

平成 25 年 7 月 8 日

| |
|---|
| 連 絡 先 農 林 水 産 部 水 産 資 源 課 課 長 神 谷 直 明 水 産 政 策 班 担 当 者 藤 田 電 話 059-224-2522 |
|---|

資料提供について

1 報告事項

員弁郡東員町南大社地内の山神川におけるコイのへい死について

2 要 旨

員弁郡東員町南大社地内の員弁川水系山神川でコイのへい死が確認され、検査を実施した結果、コイヘルペスウイルス病によるへい死であることが確定しました。

3 報告内容

- (1) 平成 25 年 7 月 4 日 (木) 午前、東員町役場から三重県津農林水産事務所水産室に、町内を流れる山神川で地元自治会が管理するコイがへい死しており、地元自治会から役場にへい死したニシキゴイ 8 尾及びマゴイ 1 尾が持ち込まれた旨の連絡がありました。
- (2) 現地調査の結果、水質に異常はなく、コイ以外の魚のへい死は確認できなかったため、7 月 4 日に、三重県水産研究所鈴鹿水産研究室で、ニシキゴイ 3 尾及びマゴイ 1 尾についてコイヘルペスウイルス病の一次検査を実施したところ、同日 4 尾すべてから陽性反応が確認されました。
- (3) このため、独立行政法人水産総合研究センター増養殖研究所(度会郡南伊勢町)に、ニシキゴイ 2 尾及びマゴイ 1 尾の確定診断を依頼し、7 月 8 日(月)、コイヘルペスウイルス病であることが確定しました。
- (4) 山神川では、平成 20 年 7 月 8 日にもニシキゴイ 15 尾のへい死があり、診断の結果、コイヘルペスウイルス病であることが確認されています。
- (5) なお、県内のコイヘルペスウイルス病の発生事例は、平成 15 年 11 月に四日市市で確認されて以来、今回で 25 例目で、本年度は初めてとなります。また、全国では、平成 15 年 10 月に茨城県の霞ヶ浦で最初に確認されて以来、47 都道府県で確認され、本年度は 7 月 5 日までに 14 尾のへい死が確認されています。

4 今後の対応方針について

コイヘルペスウイルス病まん延防止を図るため、コイを管理する地元自治会や東員町役場と連携して定期監視を行い、へい死魚の速やかな取り上げと焼却処分を行うとともに、河川からのコイの移動や河川への放流の制限、へい死魚の河川等への遺棄の制限について周知を行います。

5 参考

- (1) 感染経路については、現在、不明です。
- (2) コイヘルペスウイルス病はコイ特有の疾病であり、他の魚や人に感染することはないため、仮に感染したコイを人が触ったり、食べたりしても人体に影響はありません。
- (3) 発生地域の下流端は水門で仕切られているため、コイが員弁川本流に移動することはありません。
- (4) コイヘルペスウイルス病関連ホームページ(農林水産部水産資源課内)
<http://www.pref.mie.lg.jp/SUISAN/HP/koiherupesu/index.htm>